

H 2 0 . 3 . 1 8 原案可決

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化 に関する条例案に対する附帯決議

県及び関係者は、本条例の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 適正化施策の実施に当たっては、プレジャーボート所有者等に対し、適切に情報を公開し、関係者間の調整を行うこと
- 2 東南海・南海地震発生直後に大津波が到達する紀南地方の係留施設の整備に努めること
- 3 津波に対して有効な係留方法、並びに海上浮遊物の市街地への流入防止対策の研究開発、普及に努めること

以上、決議する。

平成20年3月18日

和歌山県議会